各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　　御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境等改善事業に係る「介護職員の処遇改善」ホームページの更新について

計７枚（本紙を除く）

Vol.1363

令和７年３月７日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ：03-5253-1111(内線 3948)
ＦＡＸ：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和７年３月７日

各　都道府県
　　市区町村　介護保険担当主管部（局）　御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境等改善事業に係る
「介護職員の処遇改善」ホームページの更新について

介護職員の処遇改善については、介護職員等処遇改善加算の取扱いは「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和６年３月 15 日付老発 0315 第２号厚生労働省老健局長通知）及び「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和７年度分）」（令和７年２月７日付け老発 0207 第５号厚生労働省老健局長通知）において、介護人材確保・職場環境改善等事業は「令和６年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和７年２月７日付け老発 0207 第３号厚生労働省老健局長通知）において示しているところです。

このたび、次のページの内容について、厚生労働省の「介護職員の処遇改善」の専用ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html）を更新し、関連資料を掲載いたしましたので、管内の事業所等への周知を徹底いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ホームページの主な変更点】

1. 介護職員等処遇改善加算

（ア）令和６年度の実績報告書について、関数に誤りがあったため、入力シート、記入例及び大規模事業所用様式を差替え。

（具体的な修正内容）

シート	セル	修正の趣旨
別紙様式３－３	N6	令和６年度内の区分変更を行った場合の新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の加算額が計上されるよう修正。

（イ）令和７年度の介護職員等処遇改善加算の取扱いを示す以下の媒体を掲載。

① 【通知】介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和７年度分）

② 【リーフレット】令和７年度の取得要件の弾力化について（別添）

③ 【リーフレット】職場環境等要件に係るリーフレット（別添）

④ 【動画】令和７年度の介護職員等処遇改善加算と介護人材確保・職場環境改善等事業の計画書の記入方法について

⑤ 【様式】

1. 別紙様式２（補助金・加算計画書一体化様式）（記入例及び大規模事業所用を含む。）
2. 別紙様式３（加算　実績報告書）（記入例及び大規模事業所用を含む。）
3. 別紙様式４（加算　変更届出書）
4. 別紙様式５（加算　特別な事情に係る届出書）

⑥ 【事務連絡】介護職員等処遇改善加算に関するＱ＆Ａ

2. 介護人材確保・職場環境改善等事業

（ア）介護人材確保・職場環境改善等事業の取扱いを示す以下の媒体を掲載。

① 【通知】令和６年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について

② 【リーフレット】補助金リーフレット（別添）

③ 【リーフレット】補助金申請のための取組事例（別添）

④ 【動画】令和７年度の介護職員等処遇改善加算と介護人材確保・職場環境改善等事業の計画書の記入方法について（再掲）

⑤ 【様式】

1. 別紙様式３（補助金　実績報告書）（記入例を含む。）
2. 別紙様式４（補助金　変更に係る届出書）

⑥ 【事務連絡】介護人材確保・職場環境改善等補助金に関するＱ＆Ａ

介護サービス事業者の皆さまへ

厚生労働省

処遇改善加算がさらに取得しやすくなります!

令和7年度の処遇改善加算を取得しましょう!

加算Ⅰ

キャリアパス要件Ⅴ
（介護福祉士の配置等）

加算Ⅱ

キャリアパス要件Ⅳ
（改善後440万円以上が一人）

440万円以上の賃上げが困難である場合は**免除**

加算Ⅲ

キャリアパス要件Ⅲ
（昇給の仕組み）

加算Ⅳ

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ
（任用要件・賃金体系、研修等の実施）

職場環境等要件

申請時点で未対応であっても、R7年度中（R8.3末まで）に対応することの**誓約**で可

月額賃金改善要件Ⅰ
（加算Ⅳの加算額の1/2以上を 月額賃金で配分）

「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している場合は**免除**

この機会に 加算Ⅱ の取得を検討してみませんか？

制度等の詳細はこちらから!

ご不明点やご相談は **専用窓口** まで！

土日・祝日もご利用いただけます

厚生労働省 相談窓口

050-3733-0222

9:00～18:00（土日・祝日含む）

介護職員等処遇改善加算

職場環境等要件

まずはこんな取組から!

1. 入職促進に向けた取組　要件④

地域や学校のイベントに参加しよう

地域のイベントに参加し、学校等の身近な機関との関係づくりをしよう

職場体験等の受け入れに繋がることも

2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援　要件⑧

短時間でも面談をしよう

① 管理者等と職員が年に数回面談を実施
② 働き方や研修の希望等を聞いてみよう

短時間の相談でも記録に残し、後で見返せるようにする

3. 両立支援・多様な働き方の推進　要件⑫

業務内容の明確化と役割分担をしよう

① 業務時間調査をする
② 業務内容・必要時間を把握
③ 職員の役割分担

厚生労働省の「介護分野における生産性向上の取組の進め方」(手順2　現場の課題を見える化しよう)掲載のツール等を活用してみよう
(リーフレット下の二次元コード(左)をチェック!)

4. 腰痛を含む心身の健康管理　要件⑮

スライディングシートを使って腰痛予防に取り組もう

① シートを職員数に応じて用意
② 使い方を法人内で研修

腰痛予防で職員の身体負担を軽減できる

5. 生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組　要件⑱

現場の課題・状況を見える化しよう

① 思いつくものを全て付箋等に書いてみる
② 類似の事柄をグルーピングをする
③ 皆でそれぞれの関係性を考える

定例会議等の時間を使って実施し、ケアがうまくいった理由、課題の影響範囲・原因等を整理しよう

6. やりがい・働きがいの醸成　要件㉘

サンクスカードを使ってみよう

小さな感謝も伝えてみる

助けられたこと、他の職員のケアで良いと感じたことなど、ちょっとしたことを書いて伝える

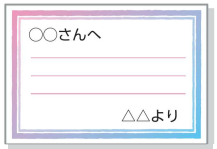

※要件番号は「令和7年2月7日老発0207第5号厚生労働省老健局長通知 表5　職場環境等要件」を参照

「介護分野における生産性向上の取組の進め方」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-elearning.html

介護職員等処遇改善加算に関して

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html

介護サービス事業者の皆さま、介護現場で働く皆さまへ　厚生労働省

「介護人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

Q１．どのような補助金なの？

介護職員等の人件費（一時金等）改善や職場環境改善（介護助手を募集するための経費、研修費等）の取組を支援します。

Q２．補助金の額はどのように決められるの？

以下の算定式に基づき各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。

令和６年12月の総報酬（※）（｛基本報酬＋加算減算｝ × １単位の単価）　×　**交付率**　＝　**補助額**

※　12月サービス提供分が他の月と比較して著しく低いなど、事業所の判断で、令和7年１月、２月又は３月サービスを基準の月とすることもできます。

（注）**標準的な職員配置の事業所で、常勤介護職員１人当たり５万４千円相当**の補助金が**各事業所に交付**されますが、**補助金の使途などによって、介護職員の皆さま全員に一律で５万4千円の人件費の引上げを行うものではありません。**

Q３．補助金の対象となる要件は？

（1）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、又はⅣ）を算定していること

※　**令和６年12月サービス提供分（交付率を乗じる基準となる月を令和７年１月、２月又は３月とした場合には、当該月のサービス提供分）において**算定が必要です。

※　まだ算定していない事業所や処遇改善加算Ⅴを算定している事業所であっても、**令和７年４月からの処遇改善加算の取得に係る申請を期日までに行えば、補助金の対象**となります。

（２）職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組を計画又は既に実施していること

①　介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

②　業務改善活動の体制構築

③　業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

※　計画書の提出の際に、①から③のいずれの取組を行っているのか、申請（該当項目にチェック）していただきます。

Q４．補助金の対象経費は？

人件費改善又は職場環境改善の経費に充てることができます。（※１）

- **◆ 人件費改善経費：手当、一時金等の引上げ（※２）**
- **◆ 職場環境改善経費：**

①　介護助手を募集するための経費

②　職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費の経費

③　その他の経費（Q3の（２）①から③の取組を実施するために要する費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用ではないもの（専門家の派遣費用、会議費等）

※１　**人件費改善に全額充てることも、職場環境改善に全額充てることも、人件費改善と職場環境改善を組み合わせて実施することも可能**です。また、事業所内で、介護職員だけでなく**その他の職員の人件費・職場環境改善にも充てることも可能**です。

※２　人件費の改善について、ベースアップ（毎月の基本給の引上げ）に充てられることは想定していませんが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上、職場環境改善等の取組の成果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでのつなぎの原資とすることも可能です。

Q５．補助金の申請手続きは？

事業者は、都道府県に計画書を提出してください。介護職員等処遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることができますが、補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先が指定権者ですので、それぞれ提出が必要です。

処遇改善加算 ⟶	**都道府県・市町村に届出** **（指定を受けている自治体）**
今回の補助金 ⟶	**都道府県に提出**

※**法人ごとに、都道府県の定める申請期限までに、都道府県に対して申請を行えます。**

※申請事務を都道府県が外部委託している場合もあるため、必ず**申請先を都道府県のホームページで確認**してください。また、**申請様式も、都道府県から示されたものを**用いてください。

※補助期間終了後、事業者は、都道府県の定める期日までに都道府県に**実績報告書を提出する**必要があり、補助額による人件費・職場環境改善は、**実績報告書の提出までに実施**する必要があります。

※今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、**各都道府県から行われます。**

制度の概要や申請方法等については、厚生労働省のホームページもご覧ください

ご不明点やご相談は専用窓口にお気軽にお電話ください

厚生労働省コールセンター

050-3733-0222

9:00～18:00（土日・祝日含む）

職場環境等要件

～生産性向上のための導入編～

- 以下の①から③のうち、いずれか1つの取組を実施すれば、介護人材確保・職場環境改善等事業の補助金を受け取ることができ、処遇改善加算の職場環境等要件の適用も免除されます!
- 以下の取組は1つの例であって、各事業所の実情に応じて、様々な取組を実施しましょう!

①「現場の課題を見える化」はこちら!

要件⑱

【STEP1】課題を把握する
- ▶**業務中の気付き**等(何でもOK)
- ▶付箋等で**全体を眺めよう**

【STEP2】課題を分析する
- ▶課題は何か**話し合おう**
- ▶**解決すべき課題を決めよう**

※一度に全て解決しようとしなくてOK!

課題分析

原因	・職員が対面で集まれない ・電話対応が多い
課題	・利用者に関する共有事項に漏れが発生している
影響	・利用者から「先週伝えたのに」と苦情が来る

②「業務内容の明確化と役割分担」はこちら!

要件㉓

【STEP1】業務と役割を整理
- ▶**業務を洗い出そう**(誰が・いつ・どこで・何を)
- ▶役割を決めよう(機能訓練/マネジメント/書類整理等)

【STEP2】業務分担表の作成・運用
- ▶「Aさんはこの時間はこの業務」と固定配置
- ▶**役割分担表の作成**
- ▶まずは試し、ブラッシュアップしていく

※できる範囲からでOK!

(業務ラインと役割の明確化)

勤務者名前	役割	10時						11時					
		10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60
A	管理者	管理業務						現場での支援のアドバイス					
B	相談員(リーダー)	支援と記録			グループ			現場フォロー+支援と記録					休憩
C	支援(企画)	企画業務/報告書作成や請求関係など					記録など	休憩					情報確認
D	休み												
E	支援係	バイタル		支援と記録		バイタル	支援と記録	バイタル		支援と記録		バイタル	支援と記録
F	現場役	グループ			支援と記録			フロア見守りや促し			グループ		
G	現場役	フロア見守りや促し			フロア見守りや促し			グループ			フロア見守りや促し		

業務分担表に従い業務をしてみて、職員の声に応じ改善していく

出所:厚生労働省老健局「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン 改訂版(居宅サービス分)」p79

③「業務改善活動の体制構築」はこちら!

要件⑰

【STEP1】職員同士で集まる
- ▶**2～3人**からでもOK
- ▶**新しいことに意欲的なメンバー**に声がけを

【STEP2】テーマを決める
- ▶理念の浸透、手順書作成、5S活動等
- ▶**5S活動(※)**は効果を体感しやすいためオススメ

※整理・整頓・清掃・清潔・躾(しつけ)

【STEP3】活動の実施を所内に周知する
- ▶**正式な業務**に位置づけ、意義や進め方を**共有**

(説明会の実施だけではなく、**所内報でもOK**)

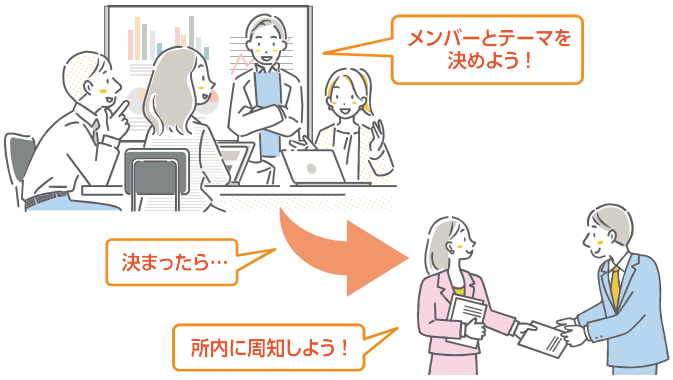

※要件番号は「令和7年2月7日老発0207第5号厚生労働省老健局長通知 表5 職場環境等要件」を参照

介護人材確保・職場環境改善等事業や介護職員等処遇改善加算に関して ▶

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html